

基本目標３ 被害者の保護体制の充実

１ 被害者の安全の確保

現状と課題

DV防止法では、婦人相談所での被害者の一時保護を都道府県の責務としています。県婦人相談所での一時保護件数は年間１００件前後で、被害者への調査によると７０．８％の人が一時保護を受けています。

市町村においては、被害者及び同伴家族の緊急時における安全確保が求められており、現在、DV相談センターでは、県婦人相談所、警察等と連携し、県婦人相談所での一時保護につなげるための同行支援などを行っています。

今後は、県婦人相談所へ一時保護されるまでの間の緊急時の安全の確保など、関係部局、県婦人相談所、警察などと連携を図り、迅速かつ適切な被害者の保護を行う必要があります。

具体的施策

(1) 緊急時における安全確保体制の整備

DV相談センターにおける県婦人相談所、警察と連携した同行支援のほか、県婦人相談所で一時保護されるまでの間、宿泊等を含む緊急的な保護を実施するなど、緊急時の安全確保に努めます。

- 同行支援の実施（市民局）
- 民間シェルターへの支援（市民局）
- ⑧●緊急宿泊事業の実施（市民局）

(2) 被害者の情報管理の徹底

加害者から被害者を保護する観点から、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。

- 住民基本台帳の閲覧等の制限（企画総務局）
- 福祉事務所、県婦人相談所、警察、学校、幼稚園、保育園などと連携した情報管理（市民局、関係課）

２ 保護命令制度への対応

現状と課題

DV防止法は、加害者に対して被害者や子どもへの接近を禁止するなどの保護命令（※７）制度を規定しています。しかしながら、被害者への調査によると、５４．８％の人が保護命令の申立てを行っていません。また一方では、逃げた後、加害者から追跡された経験があると５７．１％の人が回答しています。こうしたことから、DV相談センターでは、被害者に対して、保護命令制度について情報提供を行い、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立て

等の記入方法等についての助言を行い、被害者の負担を軽減するとともに、円滑に保護命令の申立てができるようにすることが必要です。

また、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等関係機関においても適切な対応が求められることから、関係機関に対して保護命令制度の周知を徹底する必要があります。

具体的施策

(1) 保護命令申立てに係る支援（裁判所提出書面作成、同行支援）

DV相談センターにおいて、保護命令制度の利用について、被害者に対し、情報提供や保護命令の申立てについての助言を行うとともに、書面作成援助や地方裁判所への同行支援を行います。

●県婦人相談所、警察、地方裁判所との連携した支援（市民局）

(2) 学校、幼稚園、保育園等への制度の周知徹底

子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等において適切な対応が必要となります。このため、保護命令制度について、関係機関への周知を徹底します。

新●保護命令制度に関するリーフレット等の作成・配布（市民局）

※7 保護命令

配偶者等から、身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、将来配偶者等から受ける身体的暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるとき、裁判所が被害者からの申立てにより、加害者（事実婚及び元配偶者を含む）に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」がある。

■ 接近禁止命令

加害者が、被害者や被害者と同居している未成年の子さらには被害者の親族等の身辺につきまったり、住居、勤務先などの付近を徘徊することや、被害者に対し無言電話、連続電話、ファクシミリ、電子メールの送付などを6か月禁止する命令。再度の申立ても可。

■ 退去命令

加害者に2か月、被害者とともに生活の本拠としている住居から出ていくこと、付近の徘徊禁止を命じること。再度の申立ても可。

【罰則】 保護命令に違反すれば1年以下の懲役または100万円以下の罰金